

2013年12月議会議案審議 道州制に反対する討論

発議第2号「道州制に反対する意見書について」の委員長報告に、会派を代表し賛成の立場から討論を行います。

本委員長報告は、政府与党などが道州制をめざす法案提出の動きを進めていることについて、「道州制導入は、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定するものである」、また、「合併を余儀なくされる恐れが高いうえ、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退する」として、道州制導入に反対する国への意見書提出を認め、支持する内容となっております。

そもそも道州制の導入は、府県を統廃合して地方自治を空洞化するとともに、憲法25条等に定める社会権保証について、国の責任を放棄するものです。国の権限と責任を防衛・外交等に限定し、地方政治に住民意思が十分反映しないもとの、財政と権限を財界本位に集中投入することを可能にします。

また、地域住民の暮らしと福祉に大きな地域間格差をもたらすとともに、国と地方自治体で働く労働者の大量首切りを引きおこすことになるもので、日本国憲法下にあるこの国では行ってはならない制度移行です。

道州制の問題の中から特に、憲法92条にうたわれた「地方自治の本旨」に基づき保障されるべき地方自治の点について詳細述べますと、地方自治は、住民自治と団体自治の二つの側面から成り立っており、これは、住民要求によって支えられた地方自治体が、中央政府の地方を切り捨てる施策に歯止めをかけるという勢力均衡の理念を包含しているものです。

本来、国と地方の役割は重層的であり、1つの課題について、全国民的視野から国が果たすべき役割と、地方住民の実情に即して地方が果たすべき役割と重なり合うことにより、国と地方のチェック&バランスが図られています。

しかし、道州制は、国と地方の役割分担を進めるものですから、国の「専管事項」についての政策に地方が関与する余地を奪います。しかも、自治体が広域化するため地域住民と行政及び議会との距離が拡大し、地方自治では住民の意思が十分反映されなくなります。住民生活に密接に関わる問題について、地方住民の声は、地方政治においても反映されないこととなり、地方自治体が本来果たすべき住民自治・団体自治の役割は否定されることとなります。

その結果、国の行政機関・機能・財源が移譲されないまま、都道府県や市町村が福祉や教育に用いることができる財源を削減する道州制は、住民意思

が十分反映されない地方自治のもとで、地域間格差を拡大させ、公務員の削減を加速させることとなります。こうした状況を作り出した上で、財界本位の権限と責任の集中投入をする、このことこそ道州制導入の狙いであります。

現時点では、法案が提出されているわけではありませんが、今述べましたそもそもの道州制の問題点につきましては、昨日の茨城大学馬渡准教授の講演にありました石巻市における合併後の震災被災における実態からも明らかになったと言えます。私ども東海村議会は、たえず村民の命とくらし、福祉の増進を図るべく村政への提言を行っている機関として考えるなら一層のこと、道州制導入には賛成できません。

よって、発議第2号「道州制に反対する意見書について」の委員長報告に、賛成の立場からの討論と致します。